

入 札 公 告

那珂川市告示第 63 号

那珂川市公共施設で使用する電力について、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び那珂川市契約規則（平成 21 年規則第 11 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 18 日

那珂川市長 武末 茂喜

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名及び調達物品の予定数量
那珂川市公共施設電力需給 15,691,950 [kWh]
- (2) 業務の仕様
別紙、仕様書のとおり
- (3) 使用期間
令和 8 年 10 月 1 日 0 時 から 令和 11 年 9 月 30 日 24 時まで
- (4) 需要場所
別紙、仕様書のとおり
- (5) 入札方法
入札は、入札書（指定様式 2）を持参若しくは郵送して行うこととする。

2. 入札参加資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 供給開始日からの送電を行うことが可能な者であること。

3. 入札参加申込

入札への参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 条件付一般競争入札参加申込書（指定様式 1）
 - ② 電気事業法の小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し（任意様式）
 - ③ 電気事業者の二酸化炭素排出係数等について、別紙 1 の条件に基づいて「裾切り方式」を実施し、条件を満たすことを示す適合証明書（別紙 2）及びその根拠を示す書類（任意様式）
 - ④ 入札書（指定様式 2）
※入札書は封筒に入れ、糊しろと継ぎ目を代表者印で封印すること。

※封筒には入札者の商号を表示し、「入札書在中」と記載すること。

※「くじ用数字」を記載すること。

⑤ 内訳書（任意様式）

※内訳書には月別の基本料金、従量料金、その他の割引料金等の単価を明記し、商号を表示した表紙を添付すること。

⑥ 暴力団排除条例遵守等の誓約書（指定様式3）及び役員等名簿（指定様式4）

⑦ 入札保証金の減免に該当することを確認できる書類

（入札保証保険契約証券、契約履行証明書等）

※入札保証金の減免を受ける場合に限る。

（2） 提出期間

令和8年7月8日から令和8年7月17日 17時まで（郵送の場合は必着）

（3） 提出方法

総務部 総務課 管財担当（市役所本庁舎2階）への持参若しくは郵送

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

（郵送する場合の宛先） 〒811-1292

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市役所 総務部 総務課 管財担当

※提出する際は、外封筒の表に「那珂川市公共施設電力需給 条件付一般競争入札書類 在中」と朱書きすること。

※本入札は、事後審査型一般競争入札であるため、開札前において、入札参加資格の有無に関する通知は行わない。

4. 提出書類の取扱いについて

提出書類の作成費用は、入札参加者の負担とする。

提出書類の差替え、再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。

5. 現場説明会

開催しない。

6. 指定様式及び仕様書等の入手方法

指定様式等は、那珂川市のホームページにおいてダウンロードすること。

（那珂川市ホームページ：<http://www.city.nakagawa.lg.jp>）

※窓口での配布、郵送での配布は行わない。

7. 入札に関する質疑

本入札に関する質疑は、質疑書（指定様式5）にのみ受け付ける。

（1） 提出方法

総務部 総務課 管財担当へメールにて提出する。

質疑書はホームページの Excel をそのまま使用し、別の形式での提出は認めない。

メールアドレス：kanzai@city-nakagawa.fukuoka.jp

（2） 提出期限

令和8年7月2日 12時まで

（3） 応答日

令和8年7月7日に質疑の応答を市のホームページにおいて閲覧に供する。

8. 入札金額について

- (1) 入札金額は、使用期間3年間における電気料金の総額とする。
- (2) 入札書に記載した金額の根拠を内訳書（任意様式）により確認できるものとする。
- (3) 電気料金総額積算時の基本料金単価は、1月につき契約電力1[kW]に対する「力率割引及び割増」適用前のものとする。
- (4) 従量料金は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費調整単価）及び太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）を含まない使用電力に対する単価とする。
- (5) 「電気料金総額（＝入札金額）」は仕様書における月別予定契約電力において、同じく仕様書の月別予定使用電力量を力率100%として使用した場合の電気料金の総額である。
- (6) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の税抜に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 消費税相当額は10%で計算すること。

9. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を3の（2）記載の期間内に納付しなければならない。但し、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 入札者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 入札者が、過去2ケ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 入札者が、那珂川市の競争入札参加有資格者名簿に登録されているとき。

10. 入札保証金の還付

入札保証金は、入札が終了し、又は入札を中止したときに入札者の請求を受けてこれを還付する。但し、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に還付する。

11. 入札の無効

次のいずれかの場合に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 期限までに提出書類を提出しなかった者のした入札
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札
- (4) 不正行為によりなされたと認められる入札
- (5) 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札金額若しくは入札者名の記載又は押印がなく、又はこれらが判断できない入札書による入札

1 2. 開札に関する事項

(1) 日時

令和8年7月22日 11時30分から

(2) 場所

那珂川市勤労青少年ホーム2階 第1会議室

(3) 立ち合い

開札は公開とするため、希望者は立ち会うことができる。但し、会場の都合等により立会いを制限することがある。立会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会う。

1 3. 落札候補者の決定

本入札は、事後審査型条件付一般競争入札であるため、開札により落札候補者を決定し、落札を保留して開札を終了する。

落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札候補者となるべき者が複数ある場合は、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(くじの方法は別紙3による。)

予定価格の制限の範囲内に入札した者がいない場合、落札候補者を決定せず、本入札を保留する。

1 4. 入札参加資格の事後確認

開札終了後、落札候補者について入札参加資格の確認を行う。確認は公開しない。

1 5. 落札者の決定

落札候補者について入札参加資格を有することが確認されたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札者を決定したときは、市のホームページにて公表する。なお、落札者には、個別に通知する。

1 6. 落札候補者を落札者としない場合

落札候補者について入札参加資格がないと決定したときは、当該落札候補者を落札者とせず、入札参加資格がない旨及びその理由を記載した書面により通知する。この場合は、次順位者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者を落札者としなかった理由については、落札者に係る公表と併せて公表する。

1 7. 契約に関する事項

(1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した電気料金総額内訳書の単価とする。

(2) 落札者は、落札決定後、すみやかに契約書の提出を行うこと。

(3) 落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。但し、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

9の(1)又は(2)の規定は、17の(3)の但し書きの場合に準用し、落札者が提供する契約保証金に代わる担保が、銀行又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

- (4) 最低制限価格 無
- (5) 前 金 払 無
- (6) 部 分 払 無
- (7) 契約書の作成 有
- (8) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率の変更等が生じた場合は、市と落札者は、契約単価について協議を行うものとする。

18. 支払いに関する事項

- (1) 落札者は、毎月定日の24時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を市に通知するものとする。
- (2) 市の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを市に請求するものとする。
- (3) 市は、18の(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。但し、落札者の供給条件に「支払い期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

19. その他

- (1) 落札者が契約締結の時に入札参加資格を有しない者となったときは、契約を締結しない。
- (2) 契約締結後、談合等の違法行為が確認されたときは、契約者に対し、損害賠償金として契約金額の100分の20に相当する金額の支払いを求める。
- (3) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (4) 入札参加申込後、やむを得ない事由により入札を辞退するときは、入札辞退届（指定様式6）に理由を付したうえで、郵送若しくは持参して総務部 総務課 管財担当に提出すること。
- (5) 入札者は、入札後に本公告及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札者は、本公告及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (7) 入札参加者が2者に満たない場合にも開札を行うものとする。

20. 問合せ先

那珂川市役所 総務部 総務課 管財担当

TEL：092-953-2211

メールアドレス：kanzai@city-nakagawa.fukuoka.jp